

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 1 2 号
2 0 1 5 年 1 0 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

通勤に関する申し入れ

9月29日、大阪仕業検査車両所に勤務している組合員が終了点呼前に呼ばれ、竹腰総務科長、杉野事務助役から「7月～9月までに歩いて通勤した日を書いてくれ」と言われ、会社が作成した日付入りの用紙が渡された。この用紙には組合員の出勤日が記載されていた。組合員は「2、3ヶ月前のことなので分からない。確認出来たらしてくる」と答えて終わった。

翌9月30日、終了点呼前、組合員は再度、竹腰総務科長、杉野事務助役からこの用紙の記入を求められた。しかし組合員は再三、「就業規則のどこに問題があるのか」と管理者へ質問したが明確な説明がないため「書かない」と返答した。竹腰総務科長は「書かない」ことだけの確認をして終わった。

同日、組合幹事が、再三の事象聴取の目的と管理者の対応について関西支社へ確認すると、会社側幹事は「賃金規程57条に関係する」「通勤の回数が変わったら申告する事になってる」と返答があった。

組合員の通勤の実態には何ら問題ないと考えるが、会社とは賃金規程の適用と解釈の違いがある。よって以下のとおり申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. 今回の事象は賃金規程57条のどこに抵触しているのか明らかにすること。
2. 賃金規程57条の2、2 「(前略)勤務形態の変更により一月あたりの通勤回数の常態が異なることになった場合は、直ちに認定者に改めて申請しなければならない」とあるが、組合員に日勤を指定したのは会社である。この場合にも直ちに認定者に改めて申請しなければならないのか明らかにすること。
3. 組合員は再三、「就業規則のどこに問題があるのか」と竹腰総務科長、杉野事務助役に質問したが2人の管理者は何ら説明しなかった。会社が、社員から報告を求める場合には丁寧な説明が必要であると考え、管理者が説明しなかった理由を明らかにすること。
4. 現場で社員が聞いていることについて管理者が説明しないのは不誠実であると考え、会社の見解を明らかにすること。
5. 組合員の過去の状態や、この組合員以外の社員に対しても調査や聞き取りを行うのか明らかにすること。

以上